

保護者各位

令和8年4月9日
宇美町給食運営委検討委員会

宇美町立中学校 長期給食欠食時の給食費の取扱い

1 給食費の基本的な考え方

学校給食費は、年間の給食実施予定回数に基づき算定した「食材料費」として保護者から徴収しています。給食の食材は一括して大量に発注・調理を行うため、急な個別欠食や集団欠食には対応できません。

そのため、原則として返金を行いませんが、長期間の連続した欠席等で、事前に連絡があった場合に限り、給食費の返金の配慮を行います。


2 給食費の返金対象となるケースと対応について

(1) 転出の場合

- ・事前に判明している場合：届出に記入された期間から対応します。
- ・急遽転出する場合：申請日（お申し出日）を基準とし、原則5日目から対応します。

(例)

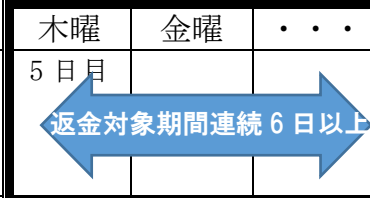
木曜	金曜	土曜	日曜	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	・・・
申請日	1日目			2日目	3日目	4日目	5日目		



(2) 長期欠席（返金対象期間が連続6日以上）の場合

- ・手術等で事前に判明している場合：届出に記入された期間から対応します。
- ・急遽に病気やけがなどで長期欠席する場合：申請日から原則5日目から対応します。

木曜	金曜	土曜	日曜	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	・・・
申請日	1日目			2日目	3日目	4日目	5日目		



(3) 学級閉鎖、自然災害などによる学校閉鎖の場合

原則として返金を行わず、休校期間分の給食費は給食再開後の食材料費として使用します。ただし、特例的な事案が生じた場合は、その都度、学校と教育委員会で協議し対応を決定します。

※牛乳代について

牛乳は全員に年間提供しているため、突然の休校により提供できなかった牛乳代金は、その後の給食実施日で調整します。ただし、年度末の休校等で調整が困難な場合は、昼食時間における衛生管理消耗品（アルコール消毒液等）を購入し、生徒に還元します。

3 その他

転出や長期欠席で給食費の返金を希望される場合は、事前に担任まで申し出てください。